

代協会員限り

## 中小企業の存続と発展に寄与する！ 小規模企業共済・経営セーフティ共済の基礎

このガイドは2つの共済制度の概要を知り、経営者の退職金準備や事業継続の資金手当のための情報提供の幅を広げることを目的に作成しています。  
共済加入のためには所定の資格を有した団体・金融機関等での手続きが必要となりますのでご注意ください。（P12）

2022年11月1日



一般社団法人

日本損害保険代理業協会

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF JAPAN, INC



# 目 次

## 1. 2つの共済制度を運営する（独）中小企業基盤整備機構

- ① 中小機構の主要な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ② 共済制度の活用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ③ 小規模企業共済制度の動画サイト紹介・・・・・・・・ P 3

## 2. 小規模企業共済制度(経営者の退職金準備)

- ① 加入対象者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- ② 小規模企業共済の特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- ③ 小規模企業共済の概要・共済事由と現況・・・・・・ P 5

## 3. 経営セーフティ共済制度（連鎖倒産防止の資金手当て）

- ① 加入対象企業の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- ② 経営セーフティ共済の特色と概要・・・・・・・・・・ P 6
- ③ 経営セーフティ共済の共済貸付け事由・倒産の定義・・・・ P 7

## 4. 2つの共済制度の情報を提供するタイミング・・・・・・・・ P 8

## 5. よくある質問（小規模企業共済・経営セーフティ共済）・ P9~11

〔参考〕 2つの共済制度の取扱い団体・代理店一覧・・・・・・・・ P12

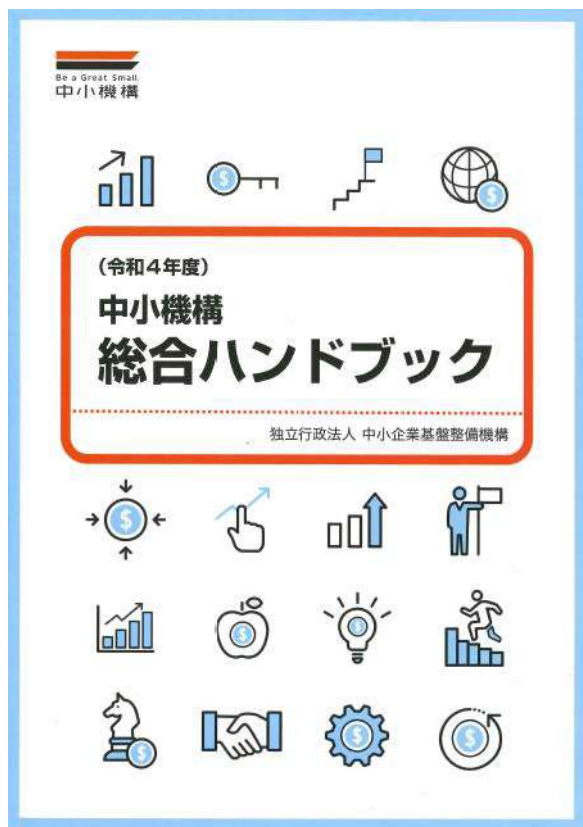
## 6. 小規模企業共済の情報提供のヒント・・・・・・・・ P13

## 7. 営業シナリオライターからのワンポイント・・・・・・・・ P14、15

# 1. 2つの共済制度を運営する中小機構

2つの共済制度を運営する中小企業基盤整備機構（以下中小機構）は平成16年7月に発足した経済産業省所轄の独立行政法人です。

小規模企業の経営者のための退職金制度である『小規模企業共済』、および中小企業者の連鎖倒産防止（損害保険では取引信用保険）を目的とする『経営セーフティ共済』の運営を始めとし、事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、創業・新事業展開・**経営環境変化への対応**、補助金・助成金・融資、専門家派遣・経営相談、研修・イベントの開催など、様々な事業を通じて『中小企業と地域振興をサポートする』国レベルで唯一の、中小企業支援施策の総合的な実施機関です。



## 【経営環境変化への対応】

新型コロナウイルスによる中小事業の経営圧迫は、自社の存続だけにとどまらず雇用の場の喪失、地域社会の活性化においても多大な影響をもたらしています。

中小機構では、新型コロナウイルス感染症に関わる支援施策として、利子補給事業や経営改善計画認定支援事業、経営相談体制強化事業などを新設しています。

「経営環境変化支援」の中には、このガイドで概要をご案内する小規模企業共済制度と経営セーフティ共済制度があります。

## 【共済制度の活用状況】



## 動画 [会社役員のための小規模共済](#) [他YouTubeは中小機構HP共済制度説明内に収納](#)

小規模企業共済の制度や特長について、動画でご覧いただけます。



### 会社役員のための小規模共済 [▶](#)

小規模企業等の会社役員なら加入可能。代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入できます。

2019年1月



### 今日からおトク、未来もナットク。-北海道農家編- [▶](#)

農場経営にもメリットがある小規模企業共済制度。活用されている農業経営者の声をお届けします。

2017年11月



### 今日からおトク、未来もナットク。 [▶](#)

節税ができて、確かな備えができる小規模企業共済制度。ご契約者様の声をご紹介します。

2017年8月



### 新たな人生へのエール [▶](#)

長年仕事を支えてくれた「道具」たちに別れを告げ、第二の人生へと向かって一歩踏み出す町の経営者たち。小規模企業共済は、そんな町の経営者を応援します。

2016年5月



### もっと知りたい小規模企業共済 [▶](#)

将来に不安を抱く個人事業主のみならず。将来の備えに安心な小規模企業共済の特長について、具体例を交えながら分かりやすく説明しています。

2016年3月



### ご存じですか？小規模企業共済 [▶](#)

小規模企業共済の特長を簡単に紹介しています。

2015年8月

日本の中小企業数は358万社とされています。多くの事業者は、いまだにこの制度を知らない、加入検討をしていないというのが現状です。



## 2. 小規模企業共済制度 (個人事業主・役員の退職金準備)

小規模企業共済は、小規模事業の個人事業主または会社等役員が事業を辞めたり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度です。いわば、経営者のための公的な退職金制度といえます。

### 【対象者の範囲】

1. 常時使用する従業員が20人以下の個人事業主、共同経営者または会社役員  
※サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)、商業においては常時使用する従業員が5人以下の個人事業主、共同経営者または会社等役員
2. 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
3. 常時使用する組合員が20人以下の協業組合の役員、農業組合法人の役員
4. 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

### <主な留意事項>

- ① 2つ以上の事業を行っている事業主の方は、「主たる事業の業種」で加入する
- ② 会社の役員は株式会社、有限会社の取締役または監査役の方が対象となる
- ③ サラリーマン(給与所得を得ている)が副業的にマンション・アパート経営を営んでいる方は加入資格がない
- ④ 会社等役員にみなされる方(相談役、顧問、その他実質的な経営者)であっても、商業登記簿謄本に役員登記がされていない方は加入資格がない  
※加入資格の有無は極めて重要な確認項目です。提案対象先が加入対象かどうか不安な場合は、取扱い団体・代理店窓口(P12)への事前確認を行ってください。  
※加入資格がない方が共済契約を締結した場合、事後に判明した時点で契約締結の取消しが行われますのでご注意ください。

### 【制度の特色】

- ① 安心・確実な国の共済制度 ※昭和40年の「小規模企業共済法」に基づく制度
- ② 掛金にも共済金にも税制上のメリット ※掛金全額が所得税控除となる
- ③ ライフプランに合わせた共済金受け取りが可能 ※一括・分割・併用受け取り
- ④ 事業資金等の貸付制度も充実 ※共済契約を解約せずに事業資金の調達が可能

### 【各特色の補足】

- ① 従業員の退職金制度である(独)勤労者退職金共済機構が運営する「中退共」との混同に注意してください。本制度は小規模事業の個人事業主または会社等役員向け制度です
- ② 掛金の税制上のメリットは、全額「小規模企業共済掛金控除」として課税対象所得から控除されますが、1人1契約までとなります
- ③ 共済金は一括受取り(退職所得扱)と分割受取り(公的年金の雑所得扱)ができます
- ④ 共済契約は一部解約での資金調達ができません。緊急な事業資金ニーズに対しては一般貸付・傷病災害時貸付・緊急経営安定貸付等が活用できます(無担保・保証人不要)



疾病または負傷により一定期間入院したため、または災害救助法に適用された災害等または一般災害(火災・落雷・台風・暴風雨等)により被害を受けたため経営の安定に支障が招いた場合に事業資金を貸し付ける制度 ※BCPやジギョケイの資金手当て

## 【小規模企業共済の概要】

1. 掛金は月1,000円から70,000円の範囲内で500円単位で自由に設定が可能！  
※半年払いや年払いも可能。また加入後の増・減額、前払いも可能  
※掛金は加入者本人の個人預貯金口座からの振替え（屋号付の個人、法人名義不可）
2. 共済金は退職・廃業時等に受取りが可能で、満期や満額はなし！  
※本制度の予定利率は、年1%の運用（平成16年4月～）  
※共済金A（個人事業の廃止や会社等の解散）は1.5%の複利運用
3. 共済金を一括で受取ると「退職所得扱い」となり、掛けた年数に応じて控除額が増える！  
※退職所得 = 共済金 - 掛金納付年数 × 40万円（21年目からは × 70万円）  
※退職所得の課税額は他の退職所得と併せて計算
4. 共済金を分割で受取ると「公的年金等の雑所得扱い」となり公的年金と同じ扱い！  
※共済金の受取は奇数月の年6回（公的年金の受給月は偶数月の年6回）
5. 共済金の「受給権」は差押禁止債権で、将来の安心をしっかりと守れる！  
※連帯保証人になっていることが多い小規模事業者の経営者にはありがたい制度

## 【共済事由(会社等役員の場合)】

A共済事由：会社等の解散

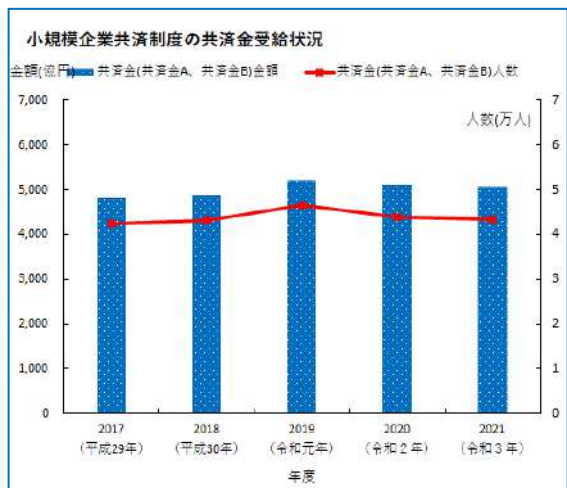
B共済事由：会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任、会社等役員の死亡  
老齢給付（65歳以上で180か月以上の掛金を納付した方）

準共済事由：会社等役員の退任（疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く）

解約事由：任意解約、中小機構による共済契約の解除（12か月以上の掛金滞納等）  
※解約手当金は、掛金納付月数が240か月未満の場合には掛金合計額を下回ります

## 現況

小規模企業共済制度の現在の在籍人数は約159万人、資産運用残高は約10兆8,847億円です。令和3年度の受給状況は、共済金受給額が約5,077億円、共済金受給額の平均は1,128万円、共済金受給者の平均在籍年数は約19年となっております（令和4年3月末現在）。



現在、全国で約159万人の方が加入されています。掛金は全額を所得控除できるので、**高い節税効果があります**。将来に備えつつ、契約者の方がさまざまなメリットを受けられる、今日からおトクな制度です。ぜひ、情報提供しましょう！



### 3. 経営セーフティ共済制度 (連鎖倒産防止の資金手当て)

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)は、取引先倒産時に融資を行う制度です。取引先企業が倒産した場合に備え掛金を積み立て、万が一取引先企業が倒産し、売掛金債権等が回収困難となった場合に、共済金の貸付けが受けられる制度です。

#### 【加入対象企業】

引き続き1年以上事業を行っている以下の中小事業者が加入資格者となります。

#### 1. 会社または個人の事業者

次表の各業種において、「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する会社または個人の事業者

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

#### 2. 企業組合、協業組合

#### 3. 事業協同組合、同小組合または商工組合で、共同生産、共同販売等の事業を行っている場合

#### 【制度の特色】

- ①安心・確実な共済制度 ※昭和52年の「中小企業倒産防止共済法」に基づく制度
- ②掛金には税制上のメリット ※掛金は、税法上損金・必要経費に算入できる
- ③最高8,000万円の貸付けが受けられる ※掛金総額の10倍限度で売掛金債権以内
- ④無担保、無保証人で貸付けが受けられる ※無利子だが共済金額の1/10に相当する掛金の権利が消滅 (P11 Q&A 4 参照)

#### 【掛金の概要】

- ①毎月の掛金は5,000円～200,000円まで。5,000円単位で自由に設計
- ②総額800万円までの積立が可能 ※毎月掛金20万円の時には最短40カ月で満額
- ③貸付けは最大8,000万円まで可能 ※売掛金債権の全額でなく、一部借り入れも可
- ④掛金の増減額、一定の条件で掛止めが可能 ※掛金総額が月額掛金の40倍到達時

## 【共済金貸付け事由】

取引先企業が倒産し、売掛金債権等が回収困難となった場合です

①加入後6か月以上経過していること

②加入から取引先事業者の倒産日までに、6か月分以上の掛金を納付済み

③倒産発生日から6か月以内の貸付けの請求であること

・ **倒産の定義** ※BCP・ジギョケイの自社の事業継続（カネ）に関しては、下記の赤枠項目に注目！

本制度における「倒産」とは、取引先事業者が以下のような状態であるときを指します。

なお、「夜逃げ」は、本制度の取引先事業者の「倒産」には該当しませんのでご注意ください。

法的整理	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがされること 倒産日：申立てがされた日
取引停止処分	手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること 倒産日：取引停止処分の日
でんさいネットの取引停止処分	でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること 倒産日：取引停止処分の日
私的整理	債務整理の委託を受けた弁護士または認定司法書士によって、共済契約者に対し支払いを停止する旨の通知がされること 倒産日：通知がされた日
災害による不渡り	甚大な災害の発生によって、手形や小切手等が「災害による不渡り」となること 倒産日：当該手形等の手形交換日または呈示日
災害によるでんさいの支払不能	甚大な災害の発生によって、でんさいが「災害による支払不能」となること 倒産日：でんさいの支払期日
特定非常災害による支払不能	特定非常災害（※1）により代表者が死亡等した場合に、弁護士等によって、共済契約者に対し支払いを停止する旨の通知がされること 倒産日：通知がされた日  ※1 政府が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定する大規模な災害

## 【その他の重要項目】

同共済は40か月以上経過すると、任意解約時に掛金の100%が戻りますが、支給を受けた時点での益金（法人）または雑収入（個人事業）に算入されます。

損害保険の取引信用保険も、同様に連鎖倒産防止の機能を有していますが、保険金支払いと貸付けによる資金調達方法の違い、待機期間6か月の有無、取引先の与信リスクサービスの有無（保険は保険料の算出基礎）などの違いがあります。





## 4. 2つの共済制度の情報を提供するタイミング

### 〔小規模企業共済〕

小規模企業共済は、会社契約ではありません。あくまでも対象となる個人事業主や一定人数以下の会社等役員が、個人で加入するものです。

同共済は、会社であれば、役員になった際に加入が可能となりますので、就任後は、いち早く加入すると長期継続のメリットが生まれます。また、所得税の確定申告は1月1日から12月31日までの1年間です。年未までに年払いや月払いの前納で税制上のメリットを考えることもできます。

### 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円



### 将来受け取れる共済金と節税効果を試算できます

小規模企業共済制度に加入された場合の「将来お受け取りいただける共済金」および「加入後の節税効果」を試算できるシミュレーションサービスです。節税額を試算する場合は、課税所得金額が必要となります。（課税所得金額は確定申告書に記載されています）。

→ [小規模企業共済 | 小規模企業共済\(中小機構\) \(smrj.go.jp\)](#)

### 〔経営セーフティ共済〕

2021年度の倒産件数は前年比23.0%減の6,015件となりました。（帝国データバンク）  
コロナ禍における、関連の金融支援策に支えられたことが大きな要因です。金融機関からの支援に頼るだけでなく、経営セーフティ共済に加入し貸付枠を確保しておくことは、早期の資金調達が可能となり、独自の倒産防止対策として、事業の健全化にもつながります。

ウィズコロナへと舵を切り、国からの支援が少なくなった今、情報提供をするベストタイミングだと言えるでしょう。（P6参照）

小規模企業共済と経営セーフティ共済は経営の安定化のセーフティネットの役割を持っています。一昨年度から積極的に取り組んできている、BCP策定とジギョケイ認定支援の目線で、どの項目に紐づくのかも考えてください。



## 5.よくある質問

代理店さんが知っておいた方がよい項目を整理しました！



## 小規模企業共済編

### 【Q1】

保険代理店の経営者・役員も加入できますか？  
自身で加入した経緯や加入手続き方法について具体的に伝えたいのですが。

### 【A1】

保険代理店はサービス業に分類されますので常時使用する従業員が5人以下であれば加入できます。※常時使用する従業員には家族従業員、臨時の従業員および共同経営者(2人まで)は含みません

### 【Q2】

加入対象者が中小企業分類表の規模よりも小さくなっていますが、事業拡大により社員数が20名超となったときには脱退・解約する必要がありますか？

### 【A2】

共済契約時点で対象人数を満たしていれば、その後の従業員数が対象人数を越えても共済契約は継続できます。新規創業事業者への情報提供も有益です。

### 【Q3】

取引先企業には役員の退職金規定がありません。  
その際にでも共済金を一時金で受け取った場合には退職金控除ができますか？

### 【A3】

一時受取り共済金(死亡以外)などの税法上の退職金扱いに際しては、役員の退職金規定は必要ありません。※詳しくは、顧問税理士等と個別検討して下さい

### 【Q4】

小規模企業共済に満額加入すると月々の掛金は7万円となります。生命保険の提案時に保険料のファンド不足で契約に支障が出ないでしょうか？

### 【A4】

情報提供する役員の懐事情は知ることができません。小規模企業共済では年間最大で84万円の掛金の所得税控除があるなど、制度の優位性をお話ししましょう。

### 【Q5】

B共済事由の「経営者の65才以上による退任」とありますが、この事由が追加された目的や意図することころは何でしょうか？

### 【A5】

中小企業の大きな悩み事に、経営者の高齢化と後継者不足があります。65才時点で、次の経営者に経営を任せることで、円滑な事業承継の推奨を促す狙いがあると思われます。

## 経営セーフティ共済編

### 【Q1】

どれぐらいの企業が、経営セーフティ共済に加入しているのでしょうか？

### 【A1】

P3に掲載していますが、約59万社が加入しています。開業医や税理士、社労士など士業の方々も個人事業主として多く加入されています。

### 【Q2】

掛金納付が40か月を経過すると、解約時には掛金総額の100%が戻るということですが、運用利益はありますか？

### 【A2】

経営セーフティ共済は運用益はありません。一方、小規模企業共済については予定利率1%で運用されており、その違いにご注意ください。

### 【Q3】

損害保険会社の取引信用保険は、取引先の信用調査が可能な商品があるのですが、経営セーフティ共済にも与信調査機能はありますか？

### 【A3】

経営セーフティ共済は、取引先の信用状況によって掛金変動することがありません。よって、与信調査機能はありません。

### 【Q4】

共済金の貸付を受けたときに、一定の共済金額の権利消滅があるとのことですが、具体的な数字で教えてください（P6関連）

### 【A4】

例えば、掛金総額800万円で売掛債権等の額が1,000万円で全額貸付けの場合、 $800万円 - (1,000万円 \times 10\%) = 700万円$ 。この金額が掛金総額の残高となります。

### 【Q5】

掛金は月払いのみですか？税制のメリットはあるのでしょうか？  
また、経営セーフティ共済の加入が多い時期はあるのでしょうか？

### 【A5】

掛金は月払いのみですが、月払掛金を前納することも可能です。よって短期前払い費用の原則に則り、以後迎える直近の確定申告までの掛金は、経理処理することが可能です。法人であれば決算月前が多いようです。



## 6. 小規模企業共済の情報提供のヒント

### 【自社の既取引企業への情報提供】

企業の財産は、経営の4資源である「ヒト・モノ・カネ・ジョウホウ」です。そして経営者に求められる、最も大切なことは「企業を潰さず、会社を守ること」と言えます。大地震やゲリラ豪雨など、大きな災害の際に事業継続が不可能になった際、経営者にとって最大の悩み事となるのが、期中における資金繰りなどの「カネ」対策です。ジギョケイ認定企業の6割以上が、損害保険の活用で、リスク準備をしているというデータが出ています。

小規模企業共済制度は、経営者・役員の退職金準備の共済制度ですが、P4で説明した「事業資金の貸付制度」を活用することも可能です。「傷病時災害貸付」は一般災害（火災・落雷・台風・暴風雨等）により被害を受けた際に、経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付けることが可能です。貸付限度額は、掛金の範囲内（掛金納付月数により掛金の7割～9割）で、下限50万円以上、上限1,000万円です。

借入窓口は、最寄りの商工組合や中央金庫本支店となります。（申込みは中小機構）担保・保証人不要で、借入利率は0.9%、6カ月ごとの元金均等返済（3年、5年）です。自然災害時の緊急資金手当てとして、大いに価値のある「ジョウホウ」です。取引先企業へのBCP・ジギョケイ支援の際には、小規模企業共済制度の概要も情報提供してください。

### 【地域の未取引企業への情報提供】

白地企業の開拓には、先方の業種特性やマーケットの現況を知ることが重要です。ターゲット企業の概要や一定の経営情報については、ホームページなどのネット検索で入手することが可能な時代ですが、ネット情報でも知り得ないのが、それぞれの企業ごとに存在する「経営者の悩みごと」かもしれません。

様々な悩みごとへの対策を考慮し、正しい選択を実行していくのが経営者の仕事であり、その種類は企業の数だけ存在し多岐にわたります。例えば「いい人材の採用や育成」「商品開発や設備投資」など、会社の根幹をなす悩みに大きなスポットをあてることは重要ですが、経営陣の退職金手当などについては、計画的にできていないと同時に、対策が後回しになってしまうケースもあるようです。

本制度は、経営者のための退職金の準備を、安心して計画的に行うことができます。また、円滑な事業承継のためにも経営者の退職金準備は欠かせません。

### 【税理士・社労士との連携】

退職金の準備としての「小規模企業共済制度」の認知度を知るため、まずは皆様の顧問税理士さん・社労士さんなどに、「小規模企業共済制度に加入していますか？」という質問をしてみてください。全額損金で認められながら、高い効果が見込める同対策に、すでに加入しているという方が多くいることでしょう。

また、顧問先に対しても、退職金制度の一環として、同制度の概要を説明し、加入を促していると思われます。決して営業ということではなく、経営者・役員において有益な情報を提供したということで、先生方自身の信頼性は高まるからです。

経営指導を生業とする各士業の方々に、どんな情報が経営者に刺さるのか？などのヒアリングをすることは、経営者に対して経営を語ることができる営業マンを目指すうえで、非常に有効です。「小規模企業共済制度」での情報交換をお勧めします。



## 7. 営業シナリオライターからのワンポイント

保険商品に限らず、どのような商材であっても、企業経営者の悩みにフォーカスを当てたシナリオの有無が「情報提供」の価値の優劣につながります。  
何を聞いたかではなく、誰から聞いたのか？が商品購入の判断には大きな影響を与えます。あなた自身の情報提供シナリオを作りこむためのポイントをご参考ください。

### まずは、経営者の困りごとを考えてみましょう！【共感を得る】

一般的に中小企業経営者は3つの悩みを抱えています。

- ①売上拡大やコスト削減に関する悩み → 「カネ」の悩み
- ②新商品の開発や取引先への支払い条件などの悩み → 「モノ」の悩み
- ③従業員の採用・育成に関する悩み → 「ヒト」の悩み

### 次に、経営者自身の水面下の悩みに寄り添うこともとても重要です【信頼を得る】

中小企業経営者の最も重要な仕事は「会社を潰さないこと」です。そのうえで、様々な対策を、企業の存続と発展のために行います。そんな中「売上」と「利益」をもたらしてくれる、従業員への対策を優先しがちです。しかし、会社全体のことを考える立場であり最も重要な人材である、経営者自身の将来についても、対策を考慮することが大切です。従業員の退職金について「中退共制度」などで準備をしていますが、経営者の退職金準備は「生涯現役なので未対策」という答えが返ってくるかもしれません。

### 退職金準備なら〇〇保険という提案をする前の「情報提供」が有益です【関心を得る】

課題（リスク）があるところには、解消に相応しい対策があります。

本ガイドで取り上げている「小規模企業共済制度」は、安心・確実な国の共済制度であり、非常に有効な対策でありながらも、認知していない経営者も多いです。

「経営陣の皆さまの退職金準備であれば、小規模企業共済制度がありますが、すでに加入はしていますか？」という問いかけは生命保険営業シナリオの必須アイテムとなります。

### 退職金に関わることなので、顧問税理士からも情報を得る提案をしましょう【同調を得る】

多くの士業の方もこの制度の加入対象です。この制度の優位性もあり、多くの方が加入済です。該当企業の顧問税理士に、「先生も小規模企業共済制度に加入してますか？」とヒアリングすることで、皆さんからの情報価値に裏付けが取れることとなります。

### 小規模企業共済制度の非課税枠で利用できる年間の積立金額には上限があります！

退職金準備のための対策としては、「小規模企業共済制度」が最も有効な対策であると言えますが、金額に上限があるため、民間の生命保険の退職金積み立てなどを活用する企業が多いです。本来であれば、同制度は土台になるべき有利な対策なのですが、どこまで情報提供されているかは不明です。ご存じない経営者の方に出会ったら大きなチャンスになるかもしれません。



# 営業シナリオライターからのワンポイント

## シナリオ策定とロープレの活用

素敵な舞台には良い脚本があるだけでなく、素敵なアクター（俳優）がいます。どんな優れたアクターでも本読みから始まり個人稽古、通し稽古などは必ず行います。保険営業においてもせつかくの素敵なシナリオができて、伝えたいことをうまく表現できる社員がいないと意味がありません。ロープレは素敵な社員の育成になります。

### ロープレテーマ①取引先企業の悩みを聞き出して、解決策を一緒に考える

私たちが生業にしている「保険」は、お客さまの「困りごとの解消」のためにあります。経営者の悩みを共有することは、目線合わせに役立ちます。

### ロープレテーマ②小規模企業共済制度の概要をパンフレットで10分以内で説明する

対策の趣旨を説明することと、制度の概要を説明できることが重要です。経営者に対し、しっかりと理解していただくために、話法の準備は必須です。

### ロープレテーマ③役員加入の法人生命保険の王道提案する（事業承継資金と退職金準備）

退職金は大きな支出であるため、退職金支払い時期に大きな「特別な利益」がないと、本業の利益に大きな影響を与え、支払いが困難になります。この「特別な利益」を各生命保険の活用で補います。また、退職金の対策として「借入」「事業承継」「運転資金」「相続」などの知識も重要です。一味違った公的な退職金制度と生命保険のハイブリッド活用提案手法をマスターしましょう。

## <15分でできるロープレを繰り返しましょう>

### 【サポートメニュー】<営業シナリオを自分の手で作りあげる！>

自社法人顧客、白地企業に対する法人生保提案シナリオを作成する講座開催が可能です。シナリオの中に、今回ご紹介した「退職金取得話法」もあります。

- ★紹介料は不要、受講期間や費用は参加人数により個別設定です。
- ★講師は営業シナリオ作成の保険業界唯一無二の有限会社ミライズの片岡隆太社長です。損保・生保社での商品提案シナリオ作成や研修社員育成メニュー、専業代理店の営業支援コンサルタントとしても活躍しています。
- ★新日本保険新聞（損保版）では毎月第1週3面で「真似して伸びる暗記営業のススメ」を100回以上のシリーズで執筆しています
- ★「**小規模企業共済からの生保提案（仮）**」シナリオ策定の希望会員は代理店経営サポートデスク 担当：粕谷までお問い合わせください。  
[agsupport@nihondaikyoo.or.jp](mailto:agsupport@nihondaikyoo.or.jp) 03-6268-0788

初版制作：2022年11月1日

発行元：一般社団法人 日本損害保険代理業協会  
企画協力：株式会社 粕谷企画  
製作協力：有限会社ミライズ 片岡隆太

